11	［略］
12	［略］
13	［略］
14	［略］
15	［略］
16	［略］
17	令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　令和七年十月一日

七　［略］

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～8　略］

9	令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者　令和七年度看護師国家試験
10	［略］
11	［略］
12	［略］
13	［略］
14	［略］
15	［略］
16	［略］
17	令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　令和七年度介護福祉士試験

［二～四　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

10	［同上］
11	［同上］
12	［同上］
13	［同上］
14	［同上］
15	［同上］

［号の細目を加える。］

七　［同上］

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～8　同上］

9	［同上］
10	［同上］
11	［同上］
12	［同上］
13	［同上］
14	［同上］
15	［同上］

［号の細目を加える。］

［二～四　同上］

○国土交通省告示第三百九十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第六号の規定に基づき、登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別表第五　練習船による実習の基準	別表第五　練習船による実習の基準
一　（略）	一　（略）